

日本学生支援機構【大学院奨学金】 修了後に教師になった場合の奨学金返還免除について

優れた教師人材を確保するため、教職大学院修了者のうち、教師になった者を対象に日本学生支援機構奨学金を返還免除される制度が創設されます。

1.対象について

	対 象
申請要件	教職大学院在学中に教員採用選考等（「対象となる学校」）に合格し、修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者であり、その後、現に大学院修了の翌年度（4月1日時点）に正規教員として在職していることを確認できた方
対象となる学校	公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含みます。 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条7項幼保連携型認定こども園
免除対象奨学金	・申請期間に申請し、要件を満たした方（予定） ・大学院在籍時に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金の全額（予定）

※以下の方は対象となりません。

- ・大学院修了後（既卒者として）に正規教員の採用内定を得た方
- ・臨時的任用・非常勤講師として採用される方

2.申請手続きについて

- ・文部科学省、日本学生支援機構から通知があり次第、随時追加でお知らせ予定です。
- ・「特に優れた業績による返還免除」により実施予定です。

問合せ先：[096-342-2125/gag-syogaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp](mailto:gag-syogaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp)

熊本大学 学生生活課経済支援担当